

日本産業衛生学会 近畿地方会ニュース

発行所 日本産業衛生学会近畿地方会事務局
(事務局 藤木幸雄)
〒571 大阪府門真市殿島町7番6号
松下産業衛生科学センター内
FAX 06-902-2019
発行責任者(地方会長) 堀口俊一

第46回近畿地方会総会を迎えて

(平成10年度総会会長挨拶より)

地方会長 堀口俊一

当地方会総会は毎年大阪で開かれるのが恒例となっていますが、会場は一定しておりません。今日、圓藤教授のお世話で会場となりました「医療研修センター」、これは大阪市立大学医学部が医療関係職員等の一層の資質向上を図り、より質の高い保健・医療を提供して市民の信頼と期待に応えるために当「あべのメディックス」の7-9Fに設置され、昨年4月にオープンしたものです。

さて本日は今年の盛岡での学会のことと、私の勤務先が中災防ですので労働衛生行政の動向について簡単にふれてご挨拶にかえさせていただきます。

学会総会で最も問題になりましたのは学会の財政状態で、結論のみ申し上げますと現在の年会費8,000円を平成11年度から10,000円に値上げせざるを得なくなり、この案が承認されたことです。会員各位にはご協力のほどお願いいたします。幸い当地方会の会計は後程報告がありますように値上げの必要を認めない状態です。

次に行政関係のことですが、労働省の平成10年4月17日の発表によりますと、「平成9年の労働災害による死亡数は2,078名、4年ぶりに減少し、過去最小に」と見だしにあります。しかし、昭和56年に3,000人を下回って以来、17年間、2,000人台にとどまっていたことから、なお死亡災害の大幅な減少を図る必要があると述べています。そこで労働省では平成10年度を初年度とする第9次の労働災害防止計画の推進を開始したところです。

最後に本日の特別講演をお引き受け下さいました目黒、加藤、上島の三先生と座長の河野教授に感謝の意を表し、私のご挨拶といたします。



第46回近畿地方会総会 議事録のまとめ

日時：平成10年5月22日（金）13:30-14:20

1. 堀口会長挨拶
2. 次期近畿産業衛生学会会長
上島 弘嗣教授（滋賀医大 福祉保健医学）挨拶
3. 岡田 治子先生（ダイハツ健康保険組合）を議長に
選出する。
4. 総会の成立を確認
出席者 合計 457名（出席者数55名、委任状402名）
平成10年5月7日の会員数1,285名よって会員の1
／5以上の出席により成立
5. 議事録署名人
原 一郎先生（大阪府勤労者健康サービスセンター）
圓藤陽子先生（関西医科大学 公衆衛生）
を選出、承認された。

6. 議題

一資料の一部訂正－幹事会議事録のまとめ参照－

- (1) 平成9年度事業報告および決算報告
事業報告は圓藤総務担当理事が資料に基づいて説明した。
決算報告は藤木財務担当理事が決算の概要を資料に基づき説明した。
 - (2) 平成10年度事業計画（案）および平成10年度予算（案）（資料）
事業計画（案）は圓藤総務担当理事が説明した。
予算（案）の概要を藤木財務担当理事が説明した。特に今年度は選挙があるので、選挙費用として500,000円計上。
 - (3) 会計監査報告
原田監事より、平成9年度の会計監査を行ったが、適正に管理されていた旨報告あり。
 - (4) 近畿地方会役員選挙
 - ①選挙管理委員 近畿地方会選挙管理委員9名が会長より指名された。（事務局からお知らせ－選挙管理委員名簿参照）
 - ②近畿地方会選挙細則の一部改正について
宮上幹事より、本部選挙細則改正に伴う近畿地方会選挙細則の改正案が示され了承される。
 - (5) 産業衛生講座の開催について
平成10年8月から平成11年2月（予定）まで、計4回行われる産業衛生講座の主催は近畿地方会とする。
- 西山（滋賀医大）評議員より以下の3点が提案された。
1. 「労働基準法の抜本見直し」に対する学会としての意見を早急にまとめ、理事会、労働衛生関連法制度委員会に近畿地方会として要請していただきたい。
 2. 近畿地方会で法制度検討委員会を発足させ、独自の取り組みを行っていただきたい。
 3. 理事会に対して日本産業衛生学会70周年記念事業の

一環として、今世紀における産業衛生学会の歴史の総括を学会として行うことを、近畿地方会として本部に要望していただきたい。

西山評議員よりの提案は、今回の近畿地方会幹事会で具体的に検討を行うこととなった。

7. 報告

- (1) 新パソコンと名簿管理ソフトについて
- (2) 近畿地方会の役員選挙日程について
- (3) Nifty-Serveを利用して本部の会員名簿の更新を電話回線を利用して行いたい。藤木財務担当理事が報告した。
- (4) 第38回近畿産業衛生学会の開催について
- (5) 学会本部理事会報告
 - ①学会財政について一年会費の値上げ
 - ②理事数および選挙改正案について藤木財務担当理事が説明した。
- (6) その他 総務担当圓藤理事が報告した。
 - ①会員ナンバーについて
会員管理ソフトを更新し、本部会員名簿で管理している。当面仮番号で管理している。会員番号を本部と統一する方向で検討している。
 - ②地方会ニュースの発送について
従来、会員の名簿は地方会独自に行っていたが、会員管理ソフトを更新し、本部会員名簿で管理する事になった。本部会費を納めていなければ会員名簿から削除（地方会ニュースは送付されない）される。しかし、当年度の会費が未納者でも、次年度の地方会ニュースまでは送付される。
 - ③近畿地方会ニュース広告掲載
昨年1／3面3回掲載した。
 - ④郵便料金の割引
新管理ソフトによる新郵便番号（バーコードに対応したため）対応で5％の割引が適用される。

(7) 物故会員

平成9年7月	青木 紘子先生	松下健康管理センター
平成9年8月	後藤 稠先生	奈良教育大学
平成9年10月	池内 正三先生	播磨サナトリウム
平成10年2月	伊達 和男先生	兵庫県予防医学協会
平成10年2月	松尾 晃先生	住友特殊金属診療所
平成10年2月	志岐太郎先生	京都工場保健会
平成10年3月	井田 正先生	大阪漢方医学振興財団

圓藤総務担当理事より、以上の報告があった。

総会時全員で黙祷を捧げた。

議事録署名人

平成10年6月11日 平成10年6月12日

圓藤陽子

原 一郎

総会の特別講演のまとめ

「特別講演」のまとめ

河野公一（大阪医科大学衛生学公衆衛生学教室）

近年の高齢化社会の進展により、職域においても高血圧、虚血性心疾患、肝疾患、糖尿病などのいわゆる生活習慣病を有する労働者が増加している。また比較的若年者においても所見を有するものの割合が多くなっている。これらの疾病については日常的な運動や適切な食生活などの健康的な生活習慣を維持することでその予防が期待しうる。今回の特別講演では3名の講師にそれぞれの専門的研究や実践活動を通じた視点から健康管理対策を含めてお話しをお願いした。

第1席は近畿大学医学部衛生学教室教授の目黒忠道先生による「生活習慣の評価と管理に対する気相系呼吸機能検査の役割」と題する講演であった。氏は従来のスパイロメトリーやフローボリューム解析などの換気機能検査を主体とする臨床呼吸機能検査の生活習慣病管理における限界と、FV波形解析や一酸化炭素肺拡散能力よりの派生指標などを用いた新しい呼吸機能評価指標の健康管理への応用を自験例を交えて提唱された。

第2席は三菱電機伊丹製作所健康増進センター健康管理部部長の加藤俊夫先生による「産業医活動の目標と評価ー三菱電機伊丹健康増進センターにおける試み」と題する講演であった。氏はまず自社における産業医業務の概要について一般や成人病などの健診システム、運動能力やライフスタイルの調査、指導などの健康測定、さらに健康教育などの実践内容について詳細に報告された。特にデータマイニングの手法を用いた検診結果の解析や血圧測定を中心とした生活習慣病の監視ネットワークシステムの開発は三菱独自の試みであり今後その成果が期待される。

第3席は滋賀医科大学福祉保健医学講座教授の上島弘嗣先生による「生活習慣の改善による血圧の低下」と題して講演が行われた。氏は軽度高血圧群の介入研究を含めた豊富な自験例を示し、血圧水準と関連する生活習慣として1) 肥満、2) 食塩、カリウム 3) 飲酒 4) 運動の4つの要因について詳細に説明された。それぞれ対象者の現状の診断から改善による効果予測、生活習慣改善のための具体的な支援方法について述べられたが、事業所においても参加者主体の援助方式が大切であることを力説された。

いずれの講演も出席者の関心が高く、質疑を含めて一人45分の持ち時間ではとても足りないほどに盛会であった。

生活習慣の評価と管理に対する 気相系呼吸機能検査の役割

目黒忠道（近畿大学医学部・衛生学）

生活習慣を評価し管理するうえで、気相系呼吸機能検査が果たす役割のあることを講演した。講演は以下の順序でおこなった。

(1) 健康事象のスペクトルを用いる健康管理

（資料集P37）

健康管理を進める上で、資料集に示す「健康事象のスペクトルと健康管理区分」を用いる健康管理について説明した。

(2) 呼吸機能と関わる生活習慣（同P.32－P.33）

色々の健康事象の健康管理を進める上で生活習慣の管理が必須であり、種々の呼吸機能がこれらの生活習慣に関係することを説明した。また、呼吸機能検査の健康管理上の意義（同P.33）についても説明した。

(3) 従来の臨床呼吸機能検査の生活習慣管理における限界

疾病管理のための管理基準による従来の臨床呼吸機能検査では、生活習慣管理を主体とする健康管理を進めていく上では、感度の鋭敏性の点で限界のあることを説明した。

1) 換気機能検査（同P.9, P.11）

①スパイロメトリー（同P.9）：換気機能図（%VC, FEV1%）では、健康管理としての感度の鋭敏性の点で限界のあることを説明した。

②フローボリューム解析（同P.11）：疾病管理で有用なパターン評価は健康管理を進める上では、パターン全体を数値化して感度の鋭敏性を増す必要があるが、その点で限界のあることを説明した。

2) 一酸化炭素肺拡散能力検査（同P.24－P.25）

生活習慣管理を主体とする健康管理を進めていく上では、感度の鋭敏性の点で限界のあることを説明した。

(4) 生活習慣の管理のための新しい呼吸機能評価指標

生活習慣管理を主体とする健康管理を進めていく上では、生活習慣の評価・管理に適する鋭敏な感度の指標が必要である。我々が開発した生活習慣の評価・管理のための新しい気相系呼吸機能評価指標について説明

した。

1) F V波形解析 (同P. 34-P. 35)

①d V/d F I o w分布 (P. 34)

②RAT-F E V 1% diagram (P. 34-P. 35)
フローボリュームを解析する場合に、①のように元のデータを活用するものと、②のように、種々の手法により1つの係数勾配指数(RAT)という指標を算出して解析するものがある。これについて簡明に説明した。

2) 一酸化炭素肺拡散能力よりの派生指標 (P. 36-P. 37)

これらの指標は体重に依存するので、体重補正(BMI)について、説明した。次いで、酸素消費の要求性と関係があり生活習慣と関係があると考えられるのでこれについても説明した。

①D'Lco/V'A(22) (P. 36-P. 37)

②PCO (22) (P. 37)

(5) 例示

最後に、若干の事例評価を行った。

産業医活動の目標と評価

—三菱電機伊丹健康増進センターにおける試み—
加藤 俊夫 (三菱電機伊丹健康増進センター)

産業医活動の目標と評価に関する話題提供の一つとして、著者の三菱電機伊丹健康増進センター(BRIO)における活動について報告する。その業務は大別してI. 健診関係、II. 労働衛生関係、III. その他のプロジェクトに分けられる。

I. 健診関係 (THP)

健診業務はコンピュータによるシステムを用い、健診データをICカードに入力し、これをCRTにディスプレイして受信者に説明する方式である。著者らの施設では、4年前よりTHPを目指した活動を開始しており、その一環として5年毎に定期健診時に体力測定を実施している。測定項目は、握力、全身反応時間、閉眼片足立ち、座位体前屈、最大酸素摂取量、上体おこしなどである。この体力測定結果を評価するために、96年度の体力測定結果を全国値と比較した結果、

- ①全般的に全国値より劣るものが多い、
- ②年齢では20歳以外の年齢で劣っており、
- ③項目別では筋力はよいが敏捷性、持久力を必要とするものが悪い、

ことが明らかになった。

メンタルヘルスについては、医師1名、カウンセラー

3名の体制で対応しており、入社時、管理職のカウンセリングも行っている。ライフスタイルの指導は、健診時よりもより保健指導教室などの健康教育を活用している。肥満にたいしては、「グレープフルーツ」というプロジェクトで120%以上の肥満者の減量指導を行っている。

健康教育は定期的には保健指導教室を月一回開催しており、出席者数は平均40名である。

禁煙指導は「禁煙マラソン」を実施しており、参加者数は年平均30名で、1年後の成功率は平均20%であった。このほかヘルスアップ教室、シェイプアップ教室も実施している。

健診関係の評価は、傷病欠勤日数、欠勤率、死亡人員の各事業所ごとの経年変化、他事業所データとの比較などを指標の一つとしている。またBRIOスタッフ委員会でTHPについてのディスカスを行っている。

II. 労働衛生関係

職場巡視は他の数人のスタッフとともに月に一度行っており、一回の巡視時間は一時間半である。巡視結果は職制に書面で通知し、改善計画の提出を求める。

安全衛生委員会は毎月一回開催され、産業医は職場巡視結果の報告とともに、要望に応じて助言を行っている。

労働衛生関係の教育は、管理監督者を始め衛生管理者、作業主任者などに対して各業務内容に対する労働衛生教育を行っている。

III. その他のプロジェクト

著者らは3年前から三菱電機本社に設置されたウェルネスプロジェクトに当初から参加しており、

1) データマイニングの手法を用いた健診データの解析

2) 血圧測定を中心とした生活習慣病監視ネットワークシステムの開発

などのトライアルを行っている。

また、著者らの事業所は97年度より産業医科大学学生産業医現場実習を担当しており、2名の実習生を1週間のカリキュラムで実習を指導している。



生活習慣の改善による血圧低下

上島弘嗣 (滋賀医科大学福祉保健医学)

高血圧あるいは血圧水準と関連する生活習慣としては、1) 肥満、2) 食塩・カリウム、3) 飲酒、4) 運動がある。したがって、血圧が高い場合、この4つの要因について生活指導を実施する。そのためにはまず最初に、この4つの点について対象者の現状を診断する。そして、それぞれの点について改善すればどの程度血圧が低下するかを示し、生活習慣の改善に向けての支援をすることになる。

肥満度は Body Mass Index (kg/m^2 , BMI) であらわすと 22-23 を基準とする。いまかりに 22 を基準値とした場合、対象者の BMI を 25 とすると

$(25-22) \times 2 \text{ mmHg} = 6 \text{ mmHg}$ が、基準の BMI 値に体重を減量したときに期待できる最大血圧値の低下度である。すなわち、1BMI の低下が 2 mmHg の最大血圧の低下になる。

国民の平均食塩摂取量は 1日あたり約 12g 摂取であり、それを 6-7g 程度の約 1/2 程度に減らすと、最大血圧は 3 mmHg 低下する。食塩は 1日 3g も摂取していれば通常は十分であり、減塩の弊害はない。

カリウムは 1日あたり 60mEq 程度摂取されているが、これを倍増すると最大血圧は 3mmHg 低下する。国民のカリウム摂取量は欧米に比較して少なく、野菜や果物から摂取する場合は、腎機能低下がなければ問題はない。

アルコールは多量に摂取すると血圧を上昇させ、節酒

により速やかに血圧が低下することが知られている。わが国の男性飲酒者の平均飲酒量は日本酒にして 1日2合であり、ビールなら大瓶 2本のアルコール量に相当する。ほぼ毎日飲酒する男性の約半数は節酒の対象となる。高血圧のみならず、循環器疾患の予防の点からは、1日当たり日本酒なら 1合、ビールなら大瓶 1本の量が適量である。

(現在の日本酒換算飲酒量-1合) $\times 5 \text{ mmHg}$ が期待できる最大血圧の低下値であるので、毎日 2合飲んでいる人が 1合に減らすと 5 mmHg の血圧低下が期待できる。

運動による血圧の低下は、最大酸素摂取量の 50% 程度の運動、すなわち、その人にとっての早歩き程度の運動を毎日 20-30 分程度行うと、最大血圧の低下の期待値は 10mmHg 程度となる。

生活習慣の改善による低下は、以上のように、減塩とカリウムの摂取、アルコールを控え、早歩きを実施するだけでも 10-20mmHg 程度は低下することになる。最小血圧の低下度は最大血圧の約 1/2 程度である。したがって、生活習慣の改善によって薬物治療に匹敵する降圧効果が得られる場合もある。

生活診断に基づき期待できる低下度を示して動機づけを行い、その後は生活習慣の改善のための支援を行うことになる。表に血圧低下のための 4つの保健指導の要点と血圧低下の期待値を示した。この表を基本にして生活指導を工夫していただきたい。

表 血圧低下のための 4つの生活指導の要点と血圧低下の期待値

生活指導の項目	指導の要点	期待される血圧の低下
1) 肥満の是正	BMI を 22-23 に近づける 1BMI の低下	SBP の 2mmHg の低下
2) 減塩とカリウム摂取	現在の半分の食塩量に減らす カリウムを倍に増やす	SBP の 3mmHg の低下 SBP の 3mmHg の低下
3) 節酒	飲酒量を 1日ビールにして 大瓶 1本 (日本酒なら 1合) 程度に 1日ビールにして大瓶 1本の節酒	SBP の 5mmHg の低下
4) にこにこペースの早歩き	1日 30分	SBP の 10mmHg の低下

第 38 回近畿産業衛生学会のお知らせ

(演題募集)

主 催 日本産業衛生学会近畿地方会 共 催 滋賀県医師会
 学会長 上島 弘嗣 (滋賀医科大学福祉保健医学教室) 第 38 回近畿産業衛生学会 実行委員会代表
 備 考 日本医師会認定産業医研修単位申請中

1. 開催日・場所

日 時 平成 10 年 11 月 14 日 (土曜日) 午前 9 時 30 分～午後 5 時
 会 場 草津市立サンサンホール (J R 草津駅下車徒歩 10 分) 〒525-0032 草津市大路 2-11-51
 日 程 午前：一般発表 午後：特別講演「職場における癌予防をめぐる」
 演者 大島 明 大阪府立成人病センター
 シンポジウム「職場の生活習慣病の一次予防と二次予防」

2. 演題募要項

申込締切日 9 月 7 日 (月) 必着

申込要領

- 1) 同封の申込用紙に演題名、発表者名、所属、連絡先、要旨を明記し学会事務局宛で申し込んで下さい。
- 2) 申し込み後、学会事務局から「専用原稿用紙」を送付します。
- 3) 抄録原稿の提出締切りは、10 月 5 日 (月) とします。
- 4) 一般演題ではスライドは原則として使用しませんが、症例の写真など供覧に適したスライドは受け付けます。
- 5) 発表時間は一題につき口演 7 分、質疑 5 分、計 12 分の予定です。
- 6) 発表者および共同発表者は学会員に限ります。非会員の方は入会してください。

3. 学会事務局 (演題申込および問い合わせ先)

〒520-2192 大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学福祉保健医学講座
 「第 38 回近畿産業衛生学会事務局」
 T E L 077-548-2191 (担当：左近田)
 F A X 077-543-9732 (問い合わせはなるべく F A X でお願い致します。)

日本産業衛生学会近畿地方会

— 産 業 衛 生 講 座 —

講演会並びに実地研修会を開催いたします (詳細は別紙参照)

第 8 回 産 業 医 ・ 産 業 看 護 全 国 協 議 会

メインテーマ：環境と健康—新しい世紀をみすえて—

特別講演・教育講演・基調講演・ワークショップ

パネルディスカッション・ランチョンレクチュア

日 時：平成 10 年 10 月 6 日 (火) 9：00～

場 所：大阪国際交流センター (詳細は別紙参照)



日本産業衛生学会近畿地方会総会での提案について

西山勝夫（滋賀医科大学予防医学講座）

先日の日本産業衛生学会近畿地方会総会において、「労働基準法の抜本見直し」に対する地方会の取り組みについて、「1. 労働基準法の抜本見直しに対する学会の意見を早急にまとめるよう理事会、労働衛生関連法制度検討委員会に、近畿地方会として要請すること。2. 近畿地方会は、法制度等についての検討委員会を発足させるなど、独自の取り組みの体制を幹事会ではかること」、日本産業衛生学会70周年記念事業について、「理事会に対して、日本産業衛生学会70周年記念事業の一環として、今世紀における産業衛生学会の歴史の総括を学会として行うことを、近畿地方会として要望すること」を提案しましたところ、賛同を得、幹事会等を通じて具体的に検討されることとなりました。総会に欠席された会員の方々に、提案の趣旨をご理解いただきたく、当日の発言内容を以下に書かせていただきます。

1. 「労働基準法の抜本見直し」について

この件は、先日、盛岡で開催の第71回日本産業衛生学会評議員会で議論になりましたが、学会としての今後の取り組みは必ずしも明確でないまま終わりました。また、同法案は、国会で5月20日、継続審議となりました。ところで、今回の「抜本見直し」は、新裁量労働制の導入（「企画・立案・調査・分析」部門のホワイトカラーに拡大）などにより、戦後の労働時間規制の根幹を変更するものといわれています。本学会の歴史を振り返りますと、昨年末、亡くなられた三浦豊彦先生を初め、数々の先輩諸先生方の熱意と活動により、学会の英知が結集され、労働基準法制度に関する意見書としてまとめられ、日本政府に提出されてきた歴史があります（「新たに創定される労働法規に対し本協会として要望する事項」日本産業衛生協会、1946.8.17、「健康障害のおそれある業務の労働時間規制に関する意見書」日本産業衛生学会労働基準法検討委員会、1974.2.2、「労働時間規制についての意見」日本産業衛生学会労働衛生関連法制度検討委員会、1982.5.15等）。これらのかつての学会の成果に

明らかに逆行する多数の問題を、今回の「労働基準法の抜本見直し」は含んでいます。かつての取り組みをふまえて、「見直し法案」を検討し、意見を表明することは、関連学会として果たすべき社会的責務ではないかと考えます。既に遅しという感はありませんが、国会で継続審議という状況ですから、早急に、理事会、労働衛生関連法制度検討委員会として、鋭意検討し、政府や国会に対する意見を具申すれば効果が期待できると考えます。

また、近畿地方会は、かつては独自の研究会などを通じて、法制度に関する取り組みを行っていましたが、今はそれも無く、法制度等の改変に立ち遅れています。近畿地方会は、これを反省し、本部待ちではなく、独自の取り組みを強めるために、内部に法制度等検討委員会を発足させるなどの具体化を幹事会ではかるべきではないかと考えます。

2. 日本産業衛生学会70周年記念事業について

本年の第71回日本産業衛生学会で、予算に関して、70周年記念事業にむけて200万円が計上されました。振り返りますと、60周年記念事業の際には、本部企画支出の代わりに、各地方会に予算が配分され、近畿地方会では「近畿地方会の歴史」の出版に供されたということがありました。そして、今回の70周年記念事業については具体的な内容についてはまだ示されていません。

色々個人的に調べようとしても不明な点が多々ありますが、私なりに、今世紀の日本産業衛生学会の歴史を振り返りますと、15年戦争といわれる戦前・戦中のファシズム・侵略戦争の体制に、日本産業衛生学会、学会という組織自体が組み込まれ、参加していった歴史があったといえます。同じような道を再び歩まないためにも、学会の侵略戦争協力について、「一時的な停滞であった」などの表現に留まることなく、誤りであったと明確な反省を学会として公式に示すことを、この際、行っておくべきであると考えます。今日知られている、産業衛生学・労働衛生学やその従事者の良心的・進歩的役割は、本年の第71回学会のメインシンポジウムで原一郎先生が言われましたように「戦後の民主化と平和」のもので可能なのであったと考えます。

民主主義と平和のもとに学会や学問の発展はあることを明確にするためにも、21世紀を目前にしての記念事業では、ぜひ上述の反省を含む、学会の歴史的総括のために、貴重な予算が使われるべきと考えます。

労働法制の全面的改定について 産衛学会に望むこと

細川 汀

いま、国会で、裁量労働制や変形労働時間制、有期雇用契約の上限の3年延長、派遣労働の職種拡大、安全衛生規制の緩和などの大幅な労働法制の改定が審議されています。この政府案は中央労働基準審議会の労働者側全員の反対をしりぞけて一方的に上程されたものであり、科学的にも検討されたものではありません。とくに、一日労働時間、一週労働時間、夜間労働、休日労働などが自由化されたらばあい、実質的労働時間が延長される危険が増すことは誰の目にも明らかです。政府は、時間外労働は雇用調整のため必要であり、罰則をもって規制せず、上限の目安を設けると言うだけです。また、裁量労働により能力がある人は労働時間が短くなると主張しています。これでは、現在でも諸外国に比して長い労働時間が一層延長されるでしょう。我が国の過労死問題ひとつ取り上げても、被災者の真の労働時間（とくにホワイトカラー）は不明になるだろうし、システムエンジニアの仕事は成果があがるまで無制限になるだろうし、女性の特別職は男子と同じ残業を強制され育児や家事が不能になるでしょう。

1970年、労働大臣諮問の『労基法研究会』ができ、まず労働安全衛生法の立法を提起したとき、日本産業衛生学会は労働条件・職場環境についての専門関係学会として、現場の状況と学問の進歩を反映するための努力を払いました。近畿をはじめ各地方会でこの問題の研究会が作られたり、全国的～地域的な討論集会が行われ、71年9月に「労働基準法検討委員会」（約30名）が発足して、72年1月意見書をまとめました。この意見書は、労基法上の安全衛生、労働者の権利、衛生管理組織、

有害業務の規制、健康管理、国の監督指導などについてかなり具体的に述べ、かなり社会的にも注目されました。引き続き、具体的な規制、夜勤交替制、ILO条約批准、労基法35条改正などの検討の提案が出されていたのですが、突然委員会は解消させられました。しかし、その後も労基法・安衛法や規則・制度の改正が続いて行われた（78年2月、理事会は労基則36条改正についての意見をあげた）ので、これらに対する学会として検討し、態度を社会的に明らかにする必要があるという意見があがり、1978年7月「労働衛生関連法制度委員会」が常設の委員会として発足しました。この委員会は、記録（「産業医学」20巻掲載）によると、(1)法制度のありかたの検討、(2)関係法規の改定・新設への意見の表明、(3)法規・通達等の問題点についての意見の集約、の三つを柱として活動していくとあります。そして、また、各地方の研究会・委員会も独自の検討を行くとしています。70年ごろから近畿地方会の検討会は十数回も行われたでしょうか、全国でももっとも活発な取り組みでした。京都工場保健会の会場が一杯になった全国集会の熱気を覚えている方も多いことでしょう。

その後も女子労働保護、労働時間規制、VDT労働対策、腰痛予防指針、頸肩腕障害予防対策及び認定基準、「過労死」の社会問題化と認定基準及び予防としての検診項目の追加、「産業保健のありかた」委員会報告と安衛法改正、夜勤交替制の変容、じん肺法見直し、生殖毒性の影響、国際評価、過労自殺死問題、大震災対策など労働者の健康に関する法制度の課題は数多くあります。これらについて、会員の知識と関心、専門家としての社会的使命感を高める努力を地方でも学会全体でもよみがえらせて欲しいと思います。今年の学会でも、この委員会の存在意義が議論されたと聞き、一文したためました。

(1998.4.26)

「つぶやきコーナー」

第71回日本産業衛生学会印象記

森岡郁晴（和歌山医大 衛生）

桜の花が散り初めの頃、東北とはとても思えないほど暑かった盛岡市で、岩手県民会館を中心に、平成10年4月21日から24日に第71回日本産業衛生学会が開催されました。学会場には通常大きな看板や垂れ幕を見掛けることが多いのですが、今回はすっかり柱に溶け込んでいる看板に迎えられて、ここが学会場かと思いつつ岩手県民会館に入っていました。入ると同時に「こんにちは」と事務局の方に声をかけられ、さわやかな気持ちになりました。

さて、学会一日目は専門医制度打ち合わせ会で、専

門医としての経験談を皆様の前でお話することになっていましたので、大変緊張しました。大学勤務医の立場で発表させていただきましたが、立場の違う専属産業医の立場のお話を拝聴することができ、大変勉強になりました。

学会二日目は、めまぐるしく会場間を移動しました。朝から何回となく会場が変わりましたが、それぞれの会場が隣接していたので、時間の無駄なく各会場のセッションに参加することができました。私は、今回ポスターセッションで発表させていただきました。ポスター発表にも座長が設定されており、短い時間でしたが発表する機会を得ることができ、また質問もしやすい雰囲気でありましたので、うまく運営されているように感じた方も多い

と思います。また、口演発表でも、質疑時間の5分間を有効に利用して活発な意見交換されている様子は、どの会場でもどのセッションでも同じであり、私も積極的に意見交換に参加させていただきました。

本学会のメインシンポジウムは、「今世紀における産業衛生の成果を問う」と題して行われ、21世紀に向けての産業保健のあり方が問われていたように思われます。今回は、10月からの改正労働安全衛生法の実施をひかえた大切な時期で、まさにタイムリーな企画であり、私にとっても、これからの産業保健をどう展開すべきかということを考えるいい機会でありました。

ところで、学会に参加する目的の一つに会員相互の交流を図るということがあり、懇親会がもたれていません。懇親会の会場には、出席者がとことろ狭しと入っており、会員には有意義な一時であったと思います。しかし、若い先生の出席が少なかつたような気がすることは、残念なことです。私は、盛岡の郷土料理を堪能し、地酒に酔いながら旧知の会員と交流を暖めることができました。

学会期間中に盛岡の大通りを歩いていると、「morioka」と書いているのをしばしば見掛けて、とても親しみを感じました。

すばらしい環境の中で、多くのことを学ぶ機会もたらしてくださった本年次学会の角田文男会長をはじめ、事務局の皆様にご感謝して、盛岡の地を後にしました。

報 告

第3回近畿産業医・産業看護協議会に参加して

長澤 孝子 (近畿産業看護部会広報担当)



特別講演 座長 岡田邦夫先生



講師 河野啓子先生

平成10年6月17日(水)、大阪府医師会館にて「女性労働者をめぐる諸問題」をテーマに午後1時から5時まで掲題協議会が開催された。医師の参加者は、学会員61名、非学会員252名の計313名で、看護職は学会員32名、非学会員13名の計45名であった。

開会挨拶の後、東海大学健康科学部看護学科教授の河野啓子先生の「働く女性の健康－現状と未来－」と題した特別講演が行われた。先生は、女性労働者が①母性の機能を持っていること②男性とは異なる生理的特質を持っていること③上肢の単純反復作業や無理な姿勢での介助作業などの作業問題を有していること④家事、育児、労

医療専門職として…、また企業人として

岡田邦夫 (大阪ガス株式会社健康管理センター)

産業医となり既に15年を過ぎたが、当初抱いていた産業医像とかなりのギャップが明らかになってきた。このギャップは私にとって、産業医活動を積極的に進める契機になったとともに、臨床医学を基盤として幅広い学際的分野の研究にも関心を持つようになった。

そもそも健康管理は医療関係者がすべきものと産業医になりたての頃は思っていたので、健康づくりなどのプログラムづくりに際して、医療職以外の人達がいると意見を出してきた時には困惑した。こんなものなのかなと心の奥底で思っていたが、何となく釈然としないものがあったことは事実である。しかし、多くの従業員の健康づくりを考えた場合、臨床の場での個々の医師対患者の関係だけでは解決できない多くの課題があることに気付くには少々の年月を要した。現在では、極端な視点からいえば、従業員の健康管理は労務・人事管理の一つであると思うようになっている。産業医がいくら努力しても、個々の対応しかできず、組織全体を動かすためには多くの人達の力が必要であることはいままでのことである。医学教育の中で、医療職のチームワークについては聴いたことがあるが、医療職以外の人達とチームワークについては聴いた覚えがない。一方、昨今の厳しい企業環境では、健康管理についてもその効果を評価しなければならなくなっている。費用対効果の視点が求められているのである。従って、健康づくりについても組織的な対応とともに経済的評価の必要性が強く求められるようになっているのであろう。

企業がすすめるリストラ、健康管理スタッフはこのリストラをどうとらえればよいのか、また、健康管理におけるリストラとはいかなるものなのか。産業医は、医療専門職として、また企業人としてこの2つの視点から常に考えておかなければならない問題を抱えているのである。

働きの両立で男性に比べて負担が大きいこと⑤男性社会の中で、男性の何倍もの努力をしないと認められないという現状を提示された。さらには、女性労働者が健康でいきいきと働ける時代へ向けて①女性保護規定撤廃による時間外や深夜労働時間の増加が起らないよう、諸外国のような男女共通規制を設けるなどで、男性の労働時間を引き下げること②女性が安心して働ける職場づくりを行うこと③女性の生理的特徴を考慮した適正配置を行うこと④家庭内で家事・育児・介護が夫婦の共同作業として行われること⑤保育・医療・介護分野におけるソーシャルサポートの充実⑥男性中心の常識や思いこみを取り払っ

た男女共生の組織文化を形成することの重要性を説かれた。

その後シンポジウムが行われ、内野大阪女性少年室長は、女性労働者の既婚者が67%に達し、高学歴化、勤続年数の伸長が認められる中で、男女が同じ枠組みで働くことができ、なおかつ、安心して妊娠・出産できる環境を作っていくための法的な整備や留意点について報告された。次に、松下電工の長井先生は、母性健康管理における産業医の役割は、女性労働者自身への教育を含めた社内の母性健康管理の体制づくり、さらには予防医学へと発展させることの必要性について話された。また、大阪産業保健推進センター相談員の上田保健婦は、母性保護制度を活用している女性労働者の業務をカバーする女性労働者にも何らかの保護が必要な現状を見聞きする中で、働く女性全員が平等であるために、看護職の傾聴の姿勢や、日頃の健康教育の大切さについて報告された。最後に、三洋電機の佐野人事部労務担当部長は、雇用機会均等法活用のために、従来の社会通念からくる違和感を取り除き、なおかつ、女性労働者の業務適正を、男性以上に詳細に分析し、その整備・評価を行っていく作業が必要となることを述べられた。

今回の協議会での議論が、女性労働者にとって真に明るい未来の礎となることを希望してやまない。

研修・研究会案内

環境変異原研究における umu 試験の役割

日時 1998年7月25日(土) 9:50~18:00
会場 大阪市立大学医学部附属病院 18階 第4会議室
参加申し込み・問い合わせ先

大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部 中村清一
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-69
TEL06(972)1321 FAX06(972)2393
e-mail sinakamu@iph.pref.osaka.jp

第5回 免疫毒性研究会

共催：第32回 日本産業衛生学会
アレルギー・免疫毒性研究会

協賛：日本トキシコロジー学会
実行委員長：森本兼翼（大阪大学医学部環境医学教授）
日時：1998年9月21日(月)、22日(火)
場所：千里ライフサイエンスセンター5F ライフホール
問合先：

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
大阪大学医学部環境医学教室内
第5回免疫毒性研究会年会／実行委員会
TEL(06)879-3922,3923 FAX(06)879-3923

労働衛生関連法制度検討委員会 活動報告会開催について

宮上浩史（労働衛生関連法制度検討委員会委員）

当委員会では、労働衛生に関わる諸問題を討議、検討している。そして、その検討結果は、学会誌への掲載および評議員会、総会場で、他の委員会と同様に会員に対して報告されてきた。ただ、研究会、部会とは異なり、委員会には限られたメンバーしか参加できない。一昨年10月の近畿地方会の幹事会において、委員会での検討結果については、時間をかけて会員に活動報告してもよいのではないかと意見がでた。

これを、12月の法制度委員会で、近畿地方会幹事会からの意見として伝えたと、広く会員からご意見、情報をいただくことは、討議、検討に有意義であるとの他の委員からの発言もあり、学会時に報告会を開催することを検討することとなった。

昨年4月の富山での学会には間に合わなかったが、法制度委員会の伊藤委員長、事務局担当の福渡先生のご苦勞により、今回、各種委員会としては初めて報告会を開催することができた。また、会場の選択についても、盛岡の学会事務局の格別のご配慮をいただいた。

この報告会では、ILO職業衛生機関条約に関して、職域健診に係るプライバシー保護、女性労働をめぐる諸問題を3人の委員より報告し、また会員の方々からは、たくさんの貴重なご意見、課題をいただいた。

委員会の報告会開催は、初めてのことであり、PRも不十分であったが、結局100名弱の参加があり盛況であったと考えている。

本年度は、委員の改選が行われるため、今後の委員会活動内容方針は新委員での検討事項となるが、次回の東京での学会でも継続開催できればと考えている。

日本産業衛生学会産業衛生看護講座

平成10年度に開催される『産業看護職継続教育システムによる産業看護講座』の日程をお知らせします。

- ・基礎コース第2回(前期) - [東京開催]
H10年8月20日(木) 21(金) 22日(土)
- ・基礎コース第2回(後期) - [東京開催]
H11年2月18日(木) 19(金) 20日(土)
- ・短縮Nコース第5回 - [今年度は1回のみ大阪開催]
H10年12月3日(木) 4(金) 5日(土)

労働衛生関連法制度研究会（仮称）発足のご案内

本ニュースの近畿地方会総会関連記事に記されていますように、労働衛生に関連する法制度について、近畿地方会でも、独自の検討を今後進めていくことになりました。その一環として、表記研究会（地方会研究会として申請を考慮中）を下記のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

日時 1998年9月12日（土）13：30～16：30

場所 松下産業衛生科学センター
（京阪門真市下車10分）

話 題

- ・日本産業衛生学会労働衛生関連法制度検討委員会の活動（平田衛，宮上浩史）
- ・日本産業衛生学会近畿地方会労基法研究会，労働衛生法規研究会の歴史（原一郎）
- ・労働基準法の一部を改正する法律案（国会継続審議中）について（西山勝夫）
- ・今後の研究会の進め方について（発起人）
- ・その他

発起人：西山勝夫（滋賀医科大学），
平田 衛（大阪府立公衆衛生研究所），
宮上浩史（松下産業衛生科学センター）
連絡先：西山勝夫（TEL/FAX 077-548-2187）

事務局からのお知らせ

地方会選挙管理委員が地方会長より選任されました。本部の選挙関連規定の改正により5月1日に地方会も選挙管理委員会を発足することになり、（従来は地方会選管は9月1日発足）任期を3年の、常設機関として設置することになりました。

選挙管理委員名簿

平田 衛	大阪府立公衆衛生研究所
宮上 浩史	松下産業衛生科学センター
埴田 和史	滋賀医大 予防医学
小泉 直子	兵庫医大 公衆衛生
近藤 雄二	天理大学 体育学部健康管理
宮下 和久	和歌山医大 衛生学
田中 健一	京都工場保健会
河合 俊夫	中災防 大阪労働衛生総合センター
上田美代子	大阪産業保健推進センター

6月29日に中央選挙管理委員会から選挙に関する指示事項が地方会事務局に届きましたので緊急に掲載します。

従来までと日程等が異なります。ご注意ください。

主な選挙日程

7月31日	選挙権に関する会費納入期限
8月15日	までに中央選管より各地方会長に会員名簿送付
8月17～21日	会員名簿閲覧期間
9月10日	被選挙人名簿に修正のあった地方会はその写しを中央選管へ提出
9月25日	地方会選挙投票締切日
9月30日	開票日（地方会選管による）
10月25日	までに有権者名簿および次期理事・次期地方会長名簿、候補者推薦用紙（理事長、副理事長、監事）を選挙権取得者へ送付
11月10日	候補者の推薦受付締切（理事長、副理事長、監事）
12月22日	投票締切日（理事長、副理事長、監事） （当日消印有効）
1月6日	開票日（理事長、副理事長、監事）

名簿閲覧場所は近畿地方会事務局（松下産業衛生科学センター内）です。

8月17日～21日（9：00～17：00）が閲覧期間です。電話による選挙名簿の確認はお受けできませんご了承ください。



訂正とお詫び

9年度決算の訂正を6月7日菰池監事・6月19日原田監事にそれぞれ御了承頂きました。会員の皆様に御迷惑をおかけした事をおわび申し上げます。

平成10年度第1回幹事会議事録

日時：平成10年5月22日（金）12：00～12：50

幹事会出席 敬称略，順不同

理事：堀口，藤木，圓藤

幹事：小泉，上田，河合，宮上，岡田，山下，中嶋，埜田，中村，宮下

欠席：池田，徳永，榎屋

監事：原田，菰池

事務局：大原，安田（南）

2. 議題

資料の一部訂正

9年度決算の収入部，本部交付金を1,453,200円に訂正。地方会費を1,818,000円に訂正。平成10年度支出合計の上段の次年度繰越金0円に訂正。

- (1) 平成9年度事業報告および決算報告（資料）
- (2) 平成10年度事業計画（案）および平成10年度予算（案）（資料）
- (3) 産業保健人間工学会の近畿地方会協賛について（資料）
近畿地方会協賛とすることとし3万円の補助金が認められた。
- (4) 近畿地方会役員選挙

①選挙管理委員 近畿地方会選挙管理委員9名が会長より指名された。

②近畿地方会選挙細則の一部改正について

(5) 産業衛生講座の開催について

(6) 労働衛生関連法制度委員会（本部）委員の任命について

会長より，前委員の平田 衛先生（大阪府立公衆衛生研究所）と宮上浩史先生（松下産業衛生科学センター）を引きつづき委員に指名。

編集後記

この度の総会は第46回をおえることができました。通常総会の記事，特別講演ならびに投稿やこれからの学会・地方会の行事予定のお知らせで賑わっております。これからも『つぶやきコーナ』へいろいろな研修会や研究会など知って得する事業・情報・知識をお寄せ下さい。一行25字・800～1000字程度，口語体の文章で文責を明記のうえ，投稿をお待ちしております。

編集・企画担当者

池田正之・埜田和史・中村俊子・中嶋千晶

宮上浩史・上田美代子・大原昭男

次回発行日 1998年10月15日

次回原稿締切日 1998年9月15日



HEALTH AND CULTURE PROMOTION

財団法人 日本健康文化振興会

医療法人 あげぼの会

株式会社 ヘルスウェイブセンター

我々は新しい時代の「企業内健康増進」をサポートします。

旅行サービス業T社

・全国約800の当会協力医療機関で健康診断を実施

大手電器メーカーS社

・健康情報管理システムの企画・開発・導入コンサルティング

生活用品メーカーL社

・単身赴任者向けに「美味しくワインを飲むセミナー」を実施

・お問い合わせは…関西支部 06(321)0077